

不法投棄監視サポーター通信 (VOL.12)

令和3年3月19日発行

いわき市
生活環境部
廃棄物対策課
(いわき市役所本庁舎8階)
☎0246-22-7439



本通信は、不法投棄監視サポーターにご登録いただいた皆様の活動の一助として、本市の不法投棄の現状や、様々な取り組みなどを情報発信するものです。

◆サポーターの取り組みをご紹介します。

不法投棄撲滅強調月間(10月)に合わせて撤去活動を実施しました。

令和2年10月の「不法投棄撲滅強調月間」に合わせ、不法投棄をさせない環境づくりの一環として、28日(水)には、東北電力㈱いわき営業所及びいわき発電技術センター、東北電力ネットワーク㈱いわき電力センターの社員の皆様など約40名により、県道豊間・四倉線の平下高久地内について、また、30日(金)には、(一社)福島県産業資源循環協会いわき方部地域協議会の会員の皆様など約60名により、市道井上前・松原線の勿来市民運動場周辺について、それぞれ不法投棄廃棄物の撤去活動を実施しました。

長年に渡る不法投棄廃棄物の蓄積と覆い被さる草の中での作業は困難を極めましたが、2か所合わせて、可燃ごみ160袋、不燃ごみ60袋をはじめ、大型ごみやその他処理困難物などを現場から撤去することができ、以前とは見違えるほど綺麗になりました。



10月28日(水)の撤去活動の様子



10月30日(金)の撤去活動の様子



(裏面もご覧ください。)

◆みなさんも不法投棄監視サポーターになってみませんか

本市においては、後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、

- ・警察OBによる産業廃棄物適正処理監視指導員の設置
- ・不法投棄監視員(63名)の設置

に加え、市民ボランティアとして、現在約1000人の不法投棄監視サポーターのみなさんのご協力などにより、監視体制の強化に取り組んでいるところです。

不法投棄監視サポーター登録者数：995名（令和3年1月末現在）

地区別サポーター数															
地区	平	小名浜	勿天	常磐	内郷	四倉	速野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜	市外	合計
登録者数(人)	541	87	43	78	24	85	42	8	11	13	52	2	6	5	995

年齢別サポーター数									
年齢層	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	合計
登録者数(人)	60	50	128	164	215	311	64	3	995



不法投棄監視サポーターとは

後を絶たない廃棄物の不法投棄をなくすため、市民の皆様が日頃、趣味や健康のために行っている散歩やジョギングにあわせて、不法投棄(野外焼却を含む)の監視を行うことにより、不法投棄等の早期発見と未然防止を図り、生活環境の保全を一層推進していくことを目的とした、ボランティア活動です。

※不法投棄監視サポーターになっていただくと、**帽子、蛍光ベスト、身分証明書**を貸与します。

◎申請資格

・20歳以上で市内にお住まいか勤務している方



サポーターの活動内容

- ① 自宅周辺などの活動できる範囲で貸与品を身につけて散歩やジョギング、ごみ拾い等をする。
※貸与品を身につけて活動することで、不法投棄に対する啓発活動になります。
- ② 不法投棄等の発見に努め、発見した場合は、市や地域の警察署に通報していただきます。
※安全のため、犯罪行為を見かけたときは直接注意などは行わないでください。また、投棄者につながる廃棄物を発見した場合も投棄者への指導や調査は行わないでください。

登録手続きは・・・

廃棄物対策課または各支所にある登録申請書にご記入いただき提出いただきます。

※詳しくは**廃棄物対策課(22-7439)**までお問い合わせください。

◆土地所有者・管理者の皆様へ

ある日突然、自分の土地にごみが捨てられていたということはありませんか!?
そのごみは、捨てた者が不明な場合、自分で片付けなくてはなりません。
自分の土地を守るのは自分自身です。不法投棄を予防するためには、

- ① こまめに草刈りをし、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- ② 柵やロープを設置し、出入り口には鍵を掛ける。
- ③ 定期的に見回りをし、監視の目を光らせる。

など不法投棄されにくい環境を作ることが大切です。



いわき市ごみ減量キャラクター
クリンビー